

2009年12月8日

「日本EU学会年報」全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権譲渡に関する告知(お願い)

日本EU学会理事長

辰巳 浅嗣

日本EU学会会員ならびに著者各位

日本EU学会(以下「本会」という)は、1976年の創刊以来、学会誌「日本 EC・研究者大会」、「日本 EC学会年報」及び「日本EU学会年報」(以下「本誌」という)を刊行して参りました。30年以上の長きに渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

この度、本会は科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、本誌が創刊号以降の全巻全号を電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました。

この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

これにあたっては、電子化された論文はすべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。

本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権(複製権、公衆送信権)の許諾又は譲渡を必要とします。

現在は投稿規定に論文などの著作権が本会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規程を定める以前に掲載された論文などについては、著作権の譲渡が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作についても著作権は本会に帰属して戴く事と致したく、本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関しましてご了承戴けない場合、あるいはご不審の点がある場合は、**2010年3月31日**までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。本会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承戴けたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文を掲載させて戴きたいと存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させて戴きます。

又、前述のとおり、創刊号以降の全巻全号を電子アーカイブ化にあたって本会に全ての冊子が所蔵されていないと確認された場合には、改めて会員ならびに著者各位に対して該当冊子の寄贈をお願いする場合がございますので、その際には何卒、会員および著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本EU学会事務局

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町 601

同志社大学法学部 鷲江義勝研究室内

TEL&FAX: 075-251-3620

E-mail: ywashie@mail.doshisha.ac.jp (\*を@で置き換える)